

住宅用太陽光発電システム導入初期費用ゼロ 推進補助制度のご案内

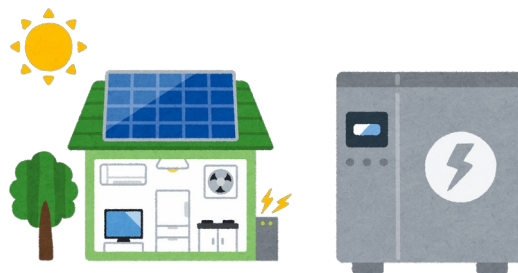
(事業者向け)

市の脱炭素先行地域(※1)において、住宅におけるエネルギーの地産地消を推進するため、初期費用なしで太陽光発電システムを設置するサービスを提供する事業者に補助金を支給します。

補助対象経費

太陽光発電システム(太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池により構成される設備)の導入に係る、

- ・設備費
- ・設置工事費



補助額

補助対象経費の3分の2(上限額:2,599,000円)

補助対象者

- ・法人(公共法人を除く。)であること
- ・会津エネルギーアライアンス(※2)に加盟又は加盟申請していることなど

補助対象事業

- ・市の事業プランに登録(※3)していること。
- ・FIT、FIP、J-クレジット制度を利用しないこと
- ・太陽光発電システムの設置工事に着手していないことなど

その他

・設置や維持管理を第三者に委託する場合、可能な限り会津若松市内の事業者へ委託するようお願いします。

・詳細は以下のホームページを確認願います。

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024042500029/>



申請受付期間

令和6年6月14日(金)～令和7年1月6日(月)まで

脱炭素先行地域（※1）

以下の3エリアになります。詳しくは下記問合せ先に確認願います。



【鶴ヶ城周辺エリア】



【会津アピオエリア】



【湊エリア】

会津エネルギーアライアンス（※2）

発電事業者や電力利用者等で構成され、市内の脱炭素化を推進する任意団体です（市も加盟しています。）。
加盟は以下のホームページからお願いします。
<https://www.aict.or.jp/energy-alliance>



事業プランの登録（※3）

- ・脱炭素先行地域において初期費用なしで太陽光発電システムを設置するサービスを提供する事業が登録の対象です。
- ・補助金利用の有無に関わらず登録できます。
- ・登録は以下のホームページからお願いします。

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024043000245/>



○問合せ先
会津若松市 環境生活課
住所：会津若松市東栄町3-46 電話：0242-39-1221
E-Mail：kankyo@@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp